

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める 意見書

政府は今年9月から、内閣府と厚生労働省の事業として、保育料について非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用を始めます。2015年10月、国土交通省が公営住宅の家賃算定で、みなし適用をする政令改正をおこなったことに続くものです。

所得税法を改正して、非婚ひとり親に寡婦控除を適用することを求める地方議会の意見書可決は、衆参両院の事務局などのまとめで200地方議会を超え、地方自治体独自の施策による寡婦控除「みなし適用」の実施が国の取り組みを後押ししています。

寡婦控除は所得税法にもとづく所得控除の一つで、配偶者と死別・離婚した女性（所得制限あり）が対象です。そのため、結婚歴のない非婚のひとり親は受けられません。

日本弁護士連合会は、法の下での平等を保障した憲法第14条や子どもの権利条約に違反するとの意見書を政府に提出しました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづいて整備をすすめる責務を負っている政府の責任で、所得税法を改正すべき時です。

同じ母子世帯でも、婚姻歴があるかないかで寡婦控除の適用から外されて、非婚の母が差別され、経済的に一層の困窮に追い込まれるという結果が出ており、このようなことが起きてはなりません。一日も早く、非婚のひとり親に寡婦控除を適用する所得税法改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月21日

北海道名寄市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
総務大臣		